

令和8年度商店街ソフト事業募集要領
(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業)

秋田市商工貿易振興課

1 事業の目的

商店街等が実施する事業を市が支援することで、地域の特色を活かした商店街づくりを促進し、商店街の競争力を強化する。

2 事業の概要

(1) 補助率、補助限度額

ア 「4 補助対象事業」(1)および(2)に該当する場合
対象事業費の20%以内、限度額25万円。

イ 「4 補助対象事業」(3)から(7)に該当する場合
対象事業費の30%以内、限度額30万円。

ウ 補助対象として採択できるのは一団体につき2事業まで。

(2) 補助対象者

秋田市商店街連盟に加盟する商店街など

3 申請方法

募集期間内（令和8年4月1日から同年11月30日まで）に補助金交付申請書等必要書類を事業の実施期間の開始10日前をめぐりに商工貿易振興課に提出すること。

※事業の実施期間には、イベント等の実施期間のみではなく、事業に関する支払い等が見込まれる期間も含むこととする。

なお、予算上限に達し次第、募集期間内であっても受付を終了する。

4 補助対象事業

商店街団体が事業主体となり商店街内で実施する事業であって、商店街および地域経済の振興に資する以下の事業とする。なお、原則として年度内に事業が完了するものを対象とする。

(1) コンサート、コンテスト、商店街ギャラリー、記念イベント、フリーマーケット、クリスマスイルミネーション

(2) セール・期末大売り出し、朝市、産直特産市、スタンプラリー、地域コミュニティ連携イベント

(3) 商店街統一ブランド商品又は商店街オリジナル商品の開発・試作、商店街統一イメージ事業、商店街チャレンジ活動事業、一店逸品活動、その他の商店街の個性創出に資する事業

(4) 高齢者・障がい者が利用しやすい商店街づくり事業、高齢者向け商品・サービスの開発（ニーズ調査、高齢者用品の仕入先調査等を含む。）その他の商店街による高齢者・障がい者への対応事業

(5) 空き缶・ペットボトル回収機の設置、リサイクルシステム構築のための研究

会の開催、環境負荷の低い商品・再生品の開発その他の環境の整備・保全又は資源の再利用促進関連事業

- (6) 商店街webサイトによるインターネット受注、QRコードを活用した情報発信、共同宅配、FAX受・発注システムの開発・実験、チャレンジショップ等による新規出店支援、空き店舗を活用した商店街の共同店舗、地域コミュニティ活動事業その他の商店街による新たなシステム構築事業（実験的事業を含む。）
- (7) その他市長が特別に認めるもの

※商店街活動と直接関係のない地域の伝統行事や宗教行事、主として地域住民の懇親を目的とするものは対象外とする。

5 事業の対象となる経費

区分	内容
(1) 各種イベントの開催に要する経費	セール・大売出し・富くじ・抽選会などの販促活動に要する経費、イベントの実施に係る経費 ※対象とならない経費もあるので、備考を参考にすること
(2) (1)以外の経費	事務費 会議費（委員、講師、研究員等外部専門家が参加している場合に限る。）、会場借上料（委員、講師、研究員等外部専門家が参加している場合に限る。）、報告書等作成費、資料作成・購入費、通信運搬費、集計分析費、広告宣伝費、原稿料、無形固定資産購入・開発費、消耗品費、機器借上・借損料、雑役務費
	謝金 委員、講師、研究員等外部専門家の謝金（商店街の会員、組合員、役職員等の内部関係者の謝金を除く。）
	旅費 委員、講師、研究員等外部専門家の旅費（商店街の会員、組合員、役職員等の内部関係者の旅費を除く。） なお、先進地の視察、調査等を行う場合は必要最低限の員数とし、参加者各人が視察目的に応じた報告書を作成し、実績報告時に提出すること。
	委託費 調査・研究等専門的知見等を必要とする事業部分の委託費

備考（対象とならない経費の例）

- ・不動産の取得にかかる経費
- ・販促活動に要する経費のうち景品の購入にかかる経費
- ・商店街の会員、組合員、役職員等の内部関係者の動員費および飲食費
- ・飲食物等の販売を行う場合、販売する物品の材料費の購入などにかかる経費
- ・一般的な流通価格と比べて、著しく高価な物品の購入費
- ・交付決定前に支払った経費
※着手前に補助金交付決定前着手届を提出したときは、この限りではない。
- ・領収書のないものや、支出した内容が不明瞭なもの
- ・その他、補助の対象として不適切と判断する経費

6 消費税の取扱いについて

- ・ 補助金の交付申請の際、対象経費から補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して提出すること。
- ・ 実績報告時に消費税等仕入控除税額が明らかとなった場合は、消費税等仕入控除税額を減額して、報告を行うこと。
- ・ 事業完了後に消費税等仕入控除税額が確定した場合、速やかに本市に報告すること。なお、報告の内容により消費税等仕入控除税額の返還が発生する可能性がある。

7 事業実績の報告期限

- ・ 事業が終了後（当該事業に係る収支決算が完了後）60日以内又は令和9年2月26日のいずれか早い日

8 書類の提出先

- ・ 郵送先：秋田市産業振興部商工貿易振興課（秋田市山王一丁目1番1号）
メール送信先：ro-inpr@city.akita.lg.jp